

新旧対照表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改正後	改正前																																																																				
<p>1 提供する事項の種類 (省略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14第9項</td> </tr> <tr> <td>(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第15項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14第17項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第19項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第20項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第23項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第22項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第25項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第23項</td> </tr> <tr> <td>(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37の14第11項</td> </tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	根拠法令	(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14第9項	(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項	(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14第17項	(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項	(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項	(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項	(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項	(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項	(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項	(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項	(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第20項	(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第23項	(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項	(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第25項	(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項	(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37の14第11項	<p>1 提供する事項の種類 (同左)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14第9項</td> </tr> <tr> <td>(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第15項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14第13項</td> </tr> <tr> <td>(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第19項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の2第4項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)</td> <td>租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の3第2項</td> </tr> <tr> <td>(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第16項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第19項</td> </tr> <tr> <td>(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第22項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14第21項</td> </tr> <tr> <td>(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)</td> <td>租税特別措置法第37条の14の2第23項</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	根拠法令	(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14第9項	(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項	(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14第13項	(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項	(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項	(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の2第4項	(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項	(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の2第4項	(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項	(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の3第2項	(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第16項	(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第19項	(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項	(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第21項	(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項	(追加)	(追加)
申請事項等の名称	根拠法令																																																																				
(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14第9項																																																																				
(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項																																																																				
(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14第17項																																																																				
(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項																																																																				
(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項																																																																				
(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項																																																																				
(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項																																																																				
(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項																																																																				
(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項																																																																				
(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項																																																																				
(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第20項																																																																				
(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第23項																																																																				
(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項																																																																				
(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第25項																																																																				
(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項																																																																				
(9) 届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37の14第11項																																																																				
申請事項等の名称	根拠法令																																																																				
(1)ー1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14第9項																																																																				
(1)ー2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	租税特別措置法第37条の14の2第15項																																																																				
(2)ー1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14第13項																																																																				
(2)ー2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	租税特別措置法第37条の14の2第19項																																																																				
(3)ー1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項																																																																				
(3)ー2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の2第4項																																																																				
(4)ー1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項																																																																				
(4)ー2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等	租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の2第4項																																																																				
(5)ー1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(非課税口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の3第2項																																																																				
(5)ー2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項(未成年者口座)	租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の3第2項																																																																				
(6) 変更届出事項(金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第16項																																																																				
(7)ー1 廃止届出事項(非課税口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14第19項																																																																				
(7)ー2 廃止届出事項(未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等)	租税特別措置法第37条の14の2第22項																																																																				
(8)ー1 提出事項(勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14第21項																																																																				
(8)ー2 提出事項(未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項)	租税特別措置法第37条の14の2第23項																																																																				
(追加)	(追加)																																																																				
<p>2 レコードの内容及び記録要領 各申請事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙1ー1から別紙9のとおりである。 租税特別措置法施行令第25条の13第34項又は同令第25条の13の8第20項において準用する同項に基づき、国税電子申告・納税システムにより非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供す</p>	<p>2 レコードの内容及び記録要領 各申請事項等のレコードの内容及び記録要領は、別紙1ー1から別紙8ー2のとおりである。 租税特別措置法施行令第25条の13第32項又は同令第25条の13の8第17項において準用する同項に基づき、国税電子申告・納税システムにより非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項又は未成年者非課税適用</p>																																																																				

改 正 後	改 正 前																																																																				
<p>る同項に定める事項（以下「申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10-1 及び別紙 10-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項に基づき、上記(8)-1 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 11-1 のとおりであり、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に基づき、上記(8)-2 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 11-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項に基づき、上記(9)の届出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該届出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 12 のとおりである。</p>	<p>確認書の交付申請書に記載された事項を提供した金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項に定める事項（以下「金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 9-1 及び別紙 9-2 のとおりである。</p> <p>租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項に基づき、上記(8)-1 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「非課税口座開設又は勘定設定の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10-1 のとおりであり、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 24 項に基づき、上記(8)-2 の提出事項の提供を受けた所轄税務署長が、当該提出事項の提供をした金融商品取引業者等の営業所の長に提供する同項各号に定める事項（以下「未成年者口座開設の可否事項」という。）のレコードの内容及び記録要領は、別紙 10-2 のとおりである。</p>																																																																				
<p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 (省略)</p>	<p>3 各項目の記録に当たっての留意事項 (同左)</p>																																																																				
<p>4 ファイル名の仕様 ファイル名は、申請事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td>001dat**. txt</td></tr> <tr><td>(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td></td></tr> <tr><td>(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td>002dat**. txt</td></tr> <tr><td>(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td><td>003dat**. txt</td></tr> <tr><td>(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td><td></td></tr> <tr><td>(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>004dat**. txt</td></tr> <tr><td>(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td><td></td></tr> <tr><td>(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）</td><td>005dat**. txt</td></tr> <tr><td>(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）</td><td></td></tr> <tr><td>(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）</td><td>006dat**. txt</td></tr> <tr><td>(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td>007dat**. txt</td></tr> <tr><td>(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td></td></tr> <tr><td>(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）</td><td>008dat**. txt</td></tr> <tr><td>(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）</td><td></td></tr> <tr><td>(9) 届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）</td><td>009dat**. txt</td></tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	ファイル名	(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**. txt	(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項		(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**. txt	(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項		(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**. txt	(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等		(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**. txt	(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等		(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**. txt	(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）		(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**. txt	(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**. txt	(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）		(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**. txt	(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）		(9) 届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）	009dat**. txt	<p>4 ファイル名の仕様 ファイル名は、申請事項等の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">申請事項等の名称</th> <th style="text-align: center;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td>001dat**. txt</td></tr> <tr><td>(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項</td><td></td></tr> <tr><td>(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td>002dat**. txt</td></tr> <tr><td>(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項</td><td></td></tr> <tr><td>(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等</td><td>003dat**. txt</td></tr> <tr><td>(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等</td><td></td></tr> <tr><td>(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等</td><td>004dat**. txt</td></tr> <tr><td>(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等</td><td></td></tr> <tr><td>(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）</td><td>005dat**. txt</td></tr> <tr><td>(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）</td><td></td></tr> <tr><td>(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）</td><td>006dat**. txt</td></tr> <tr><td>(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td>007dat**. txt</td></tr> <tr><td>(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）</td><td></td></tr> <tr><td>(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）</td><td>008dat**. txt</td></tr> <tr><td>(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）</td><td></td></tr> <tr><td>(追加)</td><td>(追加)</td></tr> </tbody> </table>	申請事項等の名称	ファイル名	(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**. txt	(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項		(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**. txt	(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項		(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**. txt	(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等		(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**. txt	(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等		(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**. txt	(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）		(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**. txt	(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**. txt	(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）		(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**. txt	(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）		(追加)	(追加)
申請事項等の名称	ファイル名																																																																				
(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**. txt																																																																				
(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項																																																																					
(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**. txt																																																																				
(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項																																																																					
(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**. txt																																																																				
(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等																																																																					
(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**. txt																																																																				
(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等																																																																					
(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**. txt																																																																				
(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）																																																																					
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**. txt																																																																				
(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**. txt																																																																				
(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）																																																																					
(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**. txt																																																																				
(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）																																																																					
(9) 届出事項（非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等）	009dat**. txt																																																																				
申請事項等の名称	ファイル名																																																																				
(1)-1 非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項	001dat**. txt																																																																				
(1)-2 未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項																																																																					
(2)-1 非課税適用確認書の提出をした者に関する事項	002dat**. txt																																																																				
(2)-2 未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項																																																																					
(3)-1 非課税口座異動届出書に記載された事項等	003dat**. txt																																																																				
(3)-2 未成年者口座異動届出書に記載された事項等																																																																					
(4)-1 非課税口座移管依頼書に記載された事項等	004dat**. txt																																																																				
(4)-2 未成年者口座移管依頼書に記載された事項等																																																																					
(5)-1 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（非課税口座）	005dat**. txt																																																																				
(5)-2 金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）																																																																					
(6) 変更届出事項（金融商品取引業者等変更届出書に記載された事項等）	006dat**. txt																																																																				
(7)-1 廃止届出事項（非課税口座廃止届出書等に記載された事項等）	007dat**. txt																																																																				
(7)-2 廃止届出事項（未成年者口座廃止届出書等に記載された事項等）																																																																					
(8)-1 提出事項（勘定廃止通知書等の提出をした者に関する事項）	008dat**. txt																																																																				
(8)-2 提出事項（未成年者口座廃止通知書の提出をした者に関する事項）																																																																					
(追加)	(追加)																																																																				
<p>(注) (省略)</p>	<p>(注) (同左)</p>																																																																				
<p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に申請事項等を提供する際の留意事項 (省略)</p>	<p>5 国税電子申告・納税システムを使用する方法により所轄税務署長に申請事項等を提供する際の留意事項 (同左)</p>																																																																				

○ レコードの内容及び記録要領(1)ー1【非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項】(租税特別措置法第37条の14第9項)

(別紙1ー1)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「00」を記録してください。
2	提出年月日	半角 1文字	申請者(「非課税適用確認書の交付申請書」を提出した者)をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領(1)ー13」において同じです。が「非課税適用確認書の交付申請書」を提出した申請者等の署名の真下に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
3	提出年	半角 2文字	この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
4	提出月	半角 2文字	(例)「平成29年10月2日 → 4.29.10.02」
5	提出日	半角 2文字	申請者の氏名を記録してください。姓と名の順を「文字分のスペース」により区切ってください。外国人については、「ファミリーネーム、フーンネーム、ミッドネーム」の順に記録し、それぞれの順を「文字分のスペース」により区切ってください。
6	申請者の氏名	半角 120文字以内	申請者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を「文字分のスペース」により区切ってください。外国人については、「ファミリーネーム、フーンネーム、ミッドネーム」の順に記録し、それぞれの順を「文字分のスペース」により区切ってください。
7	申請者の生年月日	半角 1文字	申請者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
8	提出年	半角 2文字	この場合、元号については、明記は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
9	提出月	半角 2文字	(例)「平成4年4月15日 → 4.01.04.15」
10	提出日	半角 2文字	
11	申請者の住所(居所)又は所在地	半角 120文字以内	申請者の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
12	申請者の個人番号	半角 12文字	申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の用項)に關する法律(以下別紙5ー1において「番号法」といいます)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下別紙1ー2から別紙5ー2において同じです。を記録してください。
13	申請者の居住先(居所)又は所在地	半角 120文字以内	申請者の居住先(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
14	申請者の個人番号	半角 12文字	申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の用項)に關する法律(以下別紙5ー1において「番号法」といいます)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下別紙1ー2から別紙5ー2において同じです。を記録してください。
15	金融商品取引業者等の営業所の名称	半角 60文字以内	「前の項目」としてください。
16	金融商品取引業者等の営業所の所在地	半角 120文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
17	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	半角 7文字	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
18	(空白)	半角 0文字	「前の項目」としてください。
19	(空白)	半角 0文字	「前の項目」としてください。
20	(空白)	半角 0文字	「前の項目」としてください。
21	(空白)	半角 0文字	「前の項目」としてください。
22	勘定決定期間	半角 1文字	「非課税適用確認書の交付申請書」に係る勘定決定期間の開始の日を属する年を交差「記録要領」欄の上記記録してください。
23	勘定決定期間	半角 4.26	(勘定決定期間) 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間
24	勘定決定期間	半角 4.30	(勘定決定期間) 平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間
25	送先先の欄	半角 1文字	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の交付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。
26	送先先の名称	半角 60文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の交付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。
27	送先先の所在地	半角 120文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の交付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。
28	金融商品取引業者等の営業所使用欄	半角 20文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の交付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領(1)ー1【非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項】(租税特別措置法第37条の14第9項)

(別紙1ー1)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「00」を記録してください。
2	提出年月日	半角 1文字	申請者(「非課税適用確認書の交付申請書」を提出した者)をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領(1)ー13」において同じです。が「非課税適用確認書の交付申請書」を提出した申請者等の署名の真下に提出した年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
3	提出年	半角 2文字	この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
4	提出月	半角 2文字	(例)「平成29年10月2日 → 4.29.10.02」
5	提出日	半角 2文字	申請者の氏名を記録してください。姓と名の順を「文字分のスペース」により区切ってください。外国人については、「ファミリーネーム、フーンネーム、ミッドネーム」の順に記録し、それぞれの順を「文字分のスペース」により区切ってください。
6	申請者の氏名	半角 120文字以内	申請者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を「文字分のスペース」により区切ってください。外国人については、「ファミリーネーム、フーンネーム、ミッドネーム」の順に記録し、それぞれの順を「文字分のスペース」により区切ってください。
7	申請者の生年月日	半角 1文字	申請者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
8	提出年	半角 2文字	この場合、元号については、明記は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
9	提出月	半角 2文字	(例)「平成4年4月15日 → 4.01.04.15」
10	提出日	半角 2文字	
11	申請者の住所(居所)又は所在地	半角 120文字以内	申請者の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
12	申請者の個人番号	半角 12文字	申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の用項)に關する法律(以下別紙5ー1において「番号法」といいます)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下別紙1ー2から別紙5ー2において同じです。を記録してください。
13	申請者の居住先(居所)又は所在地	半角 120文字	申請者の居住先(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
14	申請者の個人番号	半角 12文字	申請者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の用項)に關する法律(以下別紙5ー1において「番号法」といいます)第2条第5項に規定する個人番号をいいます。以下別紙1ー2から別紙5ー2において同じです。を記録してください。
15	金融商品取引業者等の営業所の名称	半角 60文字以内	「前の項目」としてください。
16	金融商品取引業者等の営業所の所在地	半角 120文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
17	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	半角 7文字	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
18	(空白)	半角 0文字	「前の項目」としてください。
19	(空白)	半角 0文字	「前の項目」としてください。
20	(空白)	半角 0文字	「前の項目」としてください。
21	(空白)	半角 0文字	「前の項目」としてください。
22	勘定決定期間	半角 1文字	「非課税適用確認書の交付申請書」に係る勘定決定期間の開始の日を属する年を交差「記録要領」欄の上記記録してください。
23	勘定決定期間	半角 4.26	(勘定決定期間) 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間
24	勘定決定期間	半角 4.30	(勘定決定期間) 平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間
25	送先先の欄	半角 1文字	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の交付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。
26	送先先の名称	半角 60文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の交付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。
27	送先先の所在地	半角 120文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の交付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。
28	金融商品取引業者等の営業所使用欄	半角 20文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所以外の交付先に送付する場合には「1」、その金融商品取引業者等の営業所に送付する場合には「0」を記録してください。
29	金融商品取引業者等の営業所の名称	半角 60文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
30	金融商品取引業者等の営業所の所在地	半角 120文字以内	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。
31	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	半角 7文字	申請者から「非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。

改正後

改正後		改正前	

項目	項目名	入力文字数	記述欄
30	会社物品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	申請者から「非課税適用確認書」の提出を受けた会社物品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記載してください。 (例)「福岡税務署 一 福岡」
31	会社物品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	申請者から「非課税適用確認書」の提出を受けた会社物品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記載してください。 (例)「福岡税務署 一 01101」

改正前

(同左)

○ レコードの内容及び記録要領(1)ー2【未成年者非課税適用確認書の交付申請書に記載された事項】(租税特別措置法第37条の14の2第15項) (別紙1ー2)

項目名		入力文字数		記録要領	
1	申請書の種別	半角	3文字	「00」を記録してください。	
2	提出年月日	半角	1文字	申請書(未成年者非課税適用確認書の交付申請書)を提出した者をいいます。以下レコードの内容及び記録要領(1)ー2)において同じです。)が「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」を提出した日(提出日)を記録してください。	
3	住所	年	2文字	この項目「年」については「4」を記録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することにご留意ください。	
4		月	2文字	(例)「平成30年11月4日 → 4.30.01.04」	
5		日	2文字	申請書の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記入し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記入し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
6	申請者のフリガナ	全角	100文字以内	申請者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記入し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。	
7	申請者の生年月日	年	1文字	申請者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。	
8		月	2文字	この場合、元号については、「4」を記録し、また、「月」、「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することにご留意ください。	
9		日	2文字	(例)「平成18年4月15日 → 4.18.04.15」	
10		日	2文字		
11	申請者の居住所(住所)又は所在地	全角	125文字以内	申請者の居住所(住所)又は所在地を都道府県名から記録してください。	
12	申請者の個人番号	半角	12文字	申請者の個人番号を記録してください。	
13	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
14	金融機関取引業者等の営業所の名称	全角	60文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の名称を記録してください。	
15	金融機関取引業者等の営業所の所在地	全角	125文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地を都道府県名から記録してください。	
16	金融機関取引業者等の営業所の郵便番号	半角	1文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。	
17	住所	年	2文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
18		月	2文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
19		日	2文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
20	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
21	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
22	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
23	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
24	(空白)	—	0文字	「前の項目、後の項目」としてください。	
25	送付先の欄	半角	1文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所以外の送付先に送付する場合に「1」、その金融機関取引業者等の営業所に送付する場合に「0」を記録してください。	
26	送付先の名称	全角	60文字以内	送付先に「1」が記録されている場合には、送付先の名称を記録してください。送付先に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
27	送付先の所在地	全角	125文字以内	送付先に「1」が記録されている場合には、送付先の所在地を都道府県名から記録してください。送付先に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
28	送付先の郵便番号	半角	1文字	送付先に「1」が記録されている場合には、送付先の郵便番号を記録してください。送付先に「0」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。	
29	金融機関取引業者等の営業所の営業所使用欄	全角	20文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所に「1」が記録されている場合には、その欄を記録してください。	
30	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角	6文字以内	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。	
31	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角	5文字	申請者から「未成年者非課税適用確認書の交付申請書」の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「種別税務署 → 0101」	

改正後

(同左)

○ レコード内容及び記録要領②-2【未成年者非課税適用確認書の提出をした者に関する事項】(租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 19 項) (別紙 2-1-2)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請受理書の種類	半角 3 文字	「020」を記録してください。
2	提出年月日	元号 半角 1 文字 年 半角 2 文字 月 半角 2 文字 日 半角 2 文字	提出書(未成年者非課税適用確認書)提出した者(以下、レコード内容及び記録要領②-2)において同じです。)が未成年者非課税適用確認書を金融機関員引業者等の営業所から提出した年月日の号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 30 年 1 月 4 日 → 4,30,01,04」
3		半角 2 文字	
4		半角 2 文字	
5	提出者の氏名	半角 2 文字	提出者の氏名を記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれその姓を 1 文字分のスペースにより区切ってください。
6	提出者のフリガナ	半角 120 文字以内	提出者の氏名を記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれその姓を 1 文字分のスペースにより区切ってください。
7	提出者の生年月日	全角 120 文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれその姓を 1 文字分のスペースにより区切ってください。
8	提出者の生年月日	元号 半角 1 文字 年 半角 2 文字 月 半角 2 文字 日 半角 2 文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」、「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 18 年 4 月 15 日 → 4,18,04,15」
9		半角 2 文字	
10		半角 2 文字	
11	提出者の居住所(居所)又は所在地	半角 120 文字以内	提出者の居住所(居所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
12		全角 120 文字以内	
13	提出者の個人番号	半角 12 文字	提出者の個人番号を記録してください。
14	(空白)	半角 0 文字	「前の項目、後の項目」としてください。
15	(空白)	半角 0 文字	「前の項目、後の項目」としてください。
16	(空白)	半角 0 文字	「前の項目、後の項目」としてください。
17	(空白)	半角 0 文字	「前の項目、後の項目」としてください。
18	(空白)	半角 0 文字	「前の項目、後の項目」としてください。
19	提出者の電話番号	半角 14 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された電話番号を記録してください。 提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には、「1」を記録してください。[1]、変更されていない場合には「0」を記録してください。
20	提出者の氏名が変更されている旨	半角 1 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名が変更されている場合には、「1」を記録してください。[1]、変更されていない場合には「0」を記録してください。
21	未成年者非課税適用確認書の氏名フリガナ	全角 120 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名を記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれその姓を 1 文字分のスペースにより区切ってください。
22	未成年者非課税適用確認書の氏名フリガナ	全角 120 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された氏名を記録してください。姓と名の順を 1 文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれその姓を 1 文字分のスペースにより区切ってください。
23	金融機関員引業者等の営業所の所在地	全角 60 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に提出を受けた金融機関員引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
24	金融機関員引業者等の営業所の所在地	全角 120 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に提出を受けた金融機関員引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
25	金融機関員引業者等の営業所の郵便番号	半角 7 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に提出を受けた金融機関員引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。
26	非課税適用確認書が決定された年月日又は決定年月日	元号 半角 1 文字 年 半角 2 文字 月 半角 2 文字 日 半角 2 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された年月日又は決定された年月日又は決定された年月日又は決定された年月日又は決定された年月日を記録してください。 この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」、「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成 30 年 4 月 2 日 → 4,30,04,02」
27		半角 2 文字	
28		半角 2 文字	
29	未成年者口座の記号又は番号	半角 2 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角数字の「-」(ハイフン)のみで構成してください。(例)「1111-1111-1111」
30	未成年者口座の記号又は番号	半角 20 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に記載された未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角数字の「-」(ハイフン)のみで構成してください。(例)「1111-1111-1111」
31	金融機関員引業者等の営業所の名称	全角 6 文字以内	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に提出を受けた金融機関員引業者等の営業所の所在地の名称を記録してください。 この場合、[1]を記録し、また、「年」、「月」、「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「[1]郵便局」
32	金融機関員引業者等の営業所の名称	全角 5 文字	提出者から提出を受けた未成年者非課税適用確認書に提出を受けた金融機関員引業者等の営業所の所在地の名称を記録してください。 この場合、[1]を記録し、また、「年」、「月」、「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「[1]郵便局 → 0110」

改正前

項目	項目名	入力文字数	取得業務
27	提出者の基礎日における国内の住所（住所）又は所在地	全角 128文字以内	37条の14第24項の規定により非課税口座期間満出書の提出者としたものとなされて期間（以下「みなし期間」といいます。以下「コーナー」の内容及び記録簿第30-1）において「みなし」された非課税口座である場合には、「みなし期間」として扱います。...後の項目）としてください。 特定定期納付の平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合は、非課税口座満期届出書に係る非課税口座に限り認められている非課税管理期定を決定する際 に提出者から提出を受けた非課税管理期定書に記載された基礎日における住所（住所）又は所在地を都道府県から記録してください。 特定定期納付の平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間である場合は提出者の口座がみなし開設された 非課税口座である場合は、「みなし項目」としてください。 非課税口座満期届出書に係る非課税口座に限り認められている非課税管理期定又は非課税管理期定を決定する際に提出者から提出を受けた非課税管理期定書に記載された管理番号を 記録してください。し開設された非課税口座である場合は、未成年者口座開設の際に提出された未成年者非課税管理期定書は未成年者口座開設された管理番号を 記録してください。
28	提出者の登録番号	半角 14文字	提出者から非課税口座満期届出書の提出を受けた全額商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「非課税税書 ― 〇1101」
29	全額商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座満期届出書の提出を受けた全額商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「非課税税書 ― 〇1101」
30	全額商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座満期届出書の提出を受けた全額商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「非課税税書 ― 〇1101」

(注) 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の特定定期納付に係る非課税管理期定と、平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間の特定定期納付に係る非課税管理期定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の特定定期納付に係る非課税管理期定に定める非課税管理期定に定める非課税管理期定を決定する場合は、それぞれについて上記の「コーナー」を挿入してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	取得業務
27	提出者の基礎日における国内の住所（住所）又は所在地	全角 128文字以内	37条の14第28項の規定により非課税口座期間満出書の提出者としたものとなされて期間（以下「みなし期間」といいます。以下「コーナー」の内容及び記録簿第30-1）において「みなし」された非課税口座である場合は、「みなし項目」として扱います。...後の項目）としてください。 特定定期納付の平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間である場合は、非課税口座満期届出書に係る非課税口座に限り認められている非課税管理期定を決定する際 に提出者から提出を受けた非課税管理期定書に記載された基礎日における住所（住所）又は所在地を都道府県から記録してください。 特定定期納付の平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間である場合は提出者の口座がみなし開設された 非課税口座である場合は、「みなし項目」としてください。 非課税口座満期届出書に係る非課税口座に限り認められている非課税管理期定又は非課税管理期定を決定する際に提出者から提出を受けた非課税管理期定書に記載された管理番号を 記録してください。し開設された非課税口座である場合は、未成年者口座開設の際に提出された未成年者非課税管理期定書は未成年者口座開設された管理番号を 記録してください。
28	提出者の登録番号	半角 14文字	提出者から非課税口座満期届出書の提出を受けた全額商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「非課税税書 ― 〇1101」
29	全額商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から非課税口座満期届出書の提出を受けた全額商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「非課税税書 ― 〇1101」
30	全額商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座満期届出書の提出を受けた全額商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「非課税税書 ― 〇1101」

(注) 提出者の非課税口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の特定定期納付に係る非課税管理期定と、平成30年1月1日から平成33年12月31日までの期間の特定定期納付に係る非課税管理期定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の特定定期納付に係る非課税管理期定に定める非課税管理期定に定める非課税管理期定を決定する場合は、それぞれについて上記の「コーナー」を挿入してください。

○ レコードの内容及び記録要領③-2【未成年者口歴異動届出書に記載された事項等】

(別紙3-1-2)

(相対特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の2第4項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「003」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口歴異動届出書を提出した者)をいいます。以下(レコードの内容及び記録要領③-2)において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字 半角 2文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。
5	提出者の性別	半角 2文字	この場合、性別については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を併用することに留意してください。 (例)「年」18年4月15日 → 4,18,04,15)
6	提出者の誕生日	半角 3文字	
7	提出者の居住先(居所)又は所在地	半角 120文字以内	提出者の居住先(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
8	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	未成年者口歴の氏名又は番号	半角 20文字以内	未成年者口歴異動届出書の提出を受けた金融機関引継ぎ等の営業所に提供されている提出者の未成年者口歴の氏名又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(イ)〜(ウ)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」)
10	提出者の氏名	半角 0文字	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
11	(空白)	—	
12	(空白)	—	
13	(空白)	—	
14	提出者の変更前の氏名	0文字	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
15	提出者の変更前の氏名のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
16	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地	全角 120文字以内	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
17	提出者の変更前の個人番号	半角 12文字	提出者の変更前の個人番号を記録してください。
18	提出者の変更前の氏名	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
19	提出者の変更後の氏名のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地	全角 120文字以内	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
21	提出者の変更後の個人番号	半角 12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。
22	(空白)	—	
23	(空白)	—	
24	(空白)	—	
25	(空白)	—	
26	(空白)	—	
27	(空白)	—	

改正前

○ レコードの内容及び記録要領③-2【未成年者口歴異動届出書に記載された事項等】

(別紙3-1-2)

(相対特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「003」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口歴異動届出書を提出した者)をいいます。以下(レコードの内容及び記録要領③-2)において同じです。)の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字 半角 2文字	提出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録してください。 この場合、性別については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を併用することに留意してください。 (例)「年」18年4月15日 → 4,18,04,15)
5	提出者の性別	半角 2文字	
6	提出者の誕生日	半角 3文字	
7	提出者の居住先(居所)又は所在地	半角 120文字以内	提出者の居住先(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
8	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	未成年者口歴の氏名又は番号	半角 20文字以内	未成年者口歴異動届出書の提出を受けた金融機関引継ぎ等の営業所に提供されている提出者の未成年者口歴の氏名又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(イ)〜(ウ)」のみを入力してください。(例)「1111-1111-1111」)
10	提出者の氏名	半角 0文字	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
11	(空白)	—	
12	(空白)	—	
13	(空白)	—	
14	提出者の変更前の氏名	0文字	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
15	提出者の変更前の氏名のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
16	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地	全角 120文字以内	提出者の変更前の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
17	提出者の変更前の個人番号	半角 12文字	提出者の変更前の個人番号を記録してください。
18	提出者の変更前の氏名	全角 120文字以内	提出者の変更前の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
19	提出者の変更後の氏名のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の変更後の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
20	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地	全角 120文字以内	提出者の変更後の住所(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
21	提出者の変更後の個人番号	半角 12文字	提出者の変更後の個人番号を記録してください。
22	(空白)	—	
23	(空白)	—	
24	(空白)	—	
25	(空白)	—	
26	(空白)	—	
27	(空白)	—	

改正後

改正前

項目名		入力文字基準	記録要領
28	提出者の登録番号	半角 14文字	未成年者口座異動届出書に係る未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定を指定する際に提出者から提出を受けた未成年者非課税管理勘定又は未成年者口座凍止通知書に記載された登録番号を記録してください。
29	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融機関取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麹町税務署 → 麹町」
30	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融機関取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麹町税務署 → 01101」

改正後

項目名		入力文字基準	記録要領
28	提出者の登録番号	半角 14文字	未成年者口座異動届出書に係る未成年者口座に現に設けられている非課税管理勘定を指定する際に提出者から提出を受けた未成年者非課税管理勘定又は未成年者口座凍止通知書に記載された登録番号を記録してください。
29	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融機関取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「麹町税務署 → 麹町」
30	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から未成年者口座異動届出書の提出を受けた金融機関取引業者の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「麹町税務署 → 01101」

○ レコードの内容及び記録要領4-1【非課税口座座移管依頼書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項)

(別紙4-1)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「004」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(非課税口座座移管依頼書)を提出した者をお願いします。以下「以下」の内及び記録要領4-1)において「でず」の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。外国については、ファミリーネーム、フーストネーム、ミドルネーム、ラストネームにより区別してください。提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。外国については、ファミリーネーム、ミドルネーム、ラストネームにより区別してください。それ以外の姓、名、月及び日を記録してください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。外国については、ファミリーネーム、ミドルネーム、ラストネームにより区別してください。それ以外の姓、名、月及び日を記録してください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字	提出者の生年月日の年、年、月及び日を記録してください。
5	提出者の性別	半角 2文字	この場合、性別については、男性は「1」、女性 は「2」、不明は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。(例)「平成14年4月15日 → 4.01.04.15」
6	提出者の居住市(居所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の居住市(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
7	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
8	移管前の金融機関名	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関名を記録してください。
9	移管前の支店名	全角 125文字以内	提出者の移管前の支店名を記録してください。
10	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
11	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を記録してください。
12	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 125文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
13	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を記録してください。
14	移管前の非課税口座の記号又は番号	半角 20文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-」(ハイフン)のみを入力してください。(例)「111-111-111-111」
15	勘定区分の区分	半角 1文字	移管前の金融機関品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座に現に掛けられている非課税管理勘定又は非課税管理勘定の区分(「勘定区分期間の区分」欄に掲げ区分を参照。「記録要領」欄のとおり記録してください。
16	勘定区分の名称	半角 2文字	勘定区分の名称を記録してください。
17	勘定区分の住所	半角 2文字	勘定区分の住所を記録してください。
18	勘定区分の住所	半角 2文字	勘定区分の住所を記録してください。
19	移管希望年月日	半角 5文字	移管希望年月日を記録してください。
20	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
21	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
22	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
23	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
24	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
25	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
26	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
27	提出者の住所	半角 125文字以内	提出者の住所を記録してください。
28	提出者の住所	半角 14文字	提出者の住所を記録してください。
29	提出者の住所	半角 6文字以内	提出者の住所を記録してください。

○ レコードの内容及び記録要領4-1【非課税口座座移管依頼書に記載された事項等】(租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項)

(別紙4-1)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請事項の種類	半角 3文字	「004」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(非課税口座座移管依頼書)を提出した者をお願いします。以下「以下」の内及び記録要領4-1)において「でず」の氏名を記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。外国については、ファミリーネーム、フーストネーム、ミドルネーム、ラストネームにより区別してください。提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。それ以外の姓、名、月及び日を記録してください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間に1文字分のスペースにより区別してください。外国については、ファミリーネーム、ミドルネーム、ラストネームにより区別してください。それ以外の姓、名、月及び日を記録してください。
4	提出者の生年月日	半角 1文字	提出者の生年月日の年、年、月及び日を記録してください。
5	提出者の性別	半角 2文字	この場合、性別については、男性は「1」、女性 は「2」、不明は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で桁を使用することに留意してください。(例)「平成14年4月15日 → 4.01.04.15」
6	提出者の居住市(居所)又は所在地	全角 125文字以内	提出者の居住市(居所)又は所在地を都道府県名から記録してください。
7	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
8	移管前の金融機関名	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関名を記録してください。
9	移管前の支店名	全角 125文字以内	提出者の移管前の支店名を記録してください。
10	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
11	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を記録してください。
12	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 125文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
13	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を記録してください。
14	移管前の非課税口座の記号又は番号	半角 20文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「-」(ハイフン)のみを入力してください。(例)「111-111-111-111」
15	勘定区分の区分	半角 1文字	移管前の金融機関品取引業者等の営業所に開設されている非課税口座に現に掛けられている非課税管理勘定又は非課税管理勘定の区分(「勘定区分期間の区分」欄に掲げ区分を参照。「記録要領」欄のとおり記録してください。
16	勘定区分の名称	半角 2文字	勘定区分の名称を記録してください。
17	勘定区分の住所	半角 2文字	勘定区分の住所を記録してください。
18	勘定区分の住所	半角 2文字	勘定区分の住所を記録してください。
19	移管希望年月日	半角 5文字	移管希望年月日を記録してください。
20	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
21	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
22	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
23	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
24	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
25	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
26	提出者の住所	半角 2文字	提出者の住所を記録してください。
27	提出者の住所	半角 125文字以内	提出者の住所を記録してください。
28	提出者の住所	半角 14文字	提出者の住所を記録してください。
29	提出者の住所	半角 6文字以内	提出者の住所を記録してください。

改正前

項目	項目名	入力文字数	取得票種
30	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の票種	半角 5文字	提出者の持管前の金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄投資票の番号を記録してください。 (例)「甲種投資票 ― 0101」
31	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の名称	全角 6文字以内	提出者の持管前の金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄投資票の名称を記録してください。 (例)「株田投資票 ― 株田」
32	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の番号	半角 5文字	提出者の持管前の金融商品取引業者の営業所の所在地の所轄投資票の番号を記録してください。 (例)「株田投資票 ― 0102」

(注) 提出者の持管前口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定取定期間に係る非課税資産勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定取定期間に係る累積投資勘定の両方が設けられている場合は、それぞれについて上記のシードを提供してください。

改正後

項目	項目名	入力文字数	取得票種
30	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の番号	半角 5文字	提出者の持管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投資票の番号を記録してください。 (例)「種別投資票 ― 0101」
31	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の名称	全角 6文字以内	提出者の持管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投資票の名称を記録してください。 (例)「株田投資票 ― 株田」
32	持管前の金融商品取引業者等の営業所の所轄投資 票の番号	半角 5文字	提出者の持管前の金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄投資票の番号を記録してください。 (例)「株田投資票 ― 0102」

(注) 提出者の持管前口座について、平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定取定期間に係る非課税資産勘定と、平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間の勘定取定期間に係る非課税資産勘定又は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定取定期間に係る累積投資勘定の両方が設けられている場合は、それぞれについて上記のシードを提供してください。

○ レコード内容及び記録要領(4)ー2 【未成年者口座移管依頼書に記載された事項等】 (租税特別措置法施行令第25条の13の8第1項において準用する同令第25条の13の2第4項)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	申請書等の種類	半角 3文字	「004」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口座移管依頼書を出した者)をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領(4)ー2」において同じです。氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名をフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	半角 11文字 元号 1文字 年 2文字 月 2文字 日 2文字	提出者の生年月日を1文字分のスペースにより区切ってください。この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で桁を使用することに留意してください。(例)「平成30年4月19日 → 4,18,04,19」
5			
6			
7	提出者の居住所(住所)又は所在地	半角 125文字以内	提出者の居住所(住所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
8	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
10	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
11	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
12	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
13	移管前の未成年者口座の記号又は番号	半角 20文字以内	提出者の移管前の未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(ハイフン)」のみを入力してください。(例)「11-1111-1111」
14	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
15	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
16	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
17	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
18	移管希望月日	半角 11文字 元号 1文字 年 2文字 月 2文字 日 2文字	提出者の移管希望する年月日の年、月、日及び日を記録してください。この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。(例)「平成30年9月10日 → 4,30,09,10」
19			
20			
21			
22	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
23	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
24	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
25	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
26	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
27	提出者の電話番号	半角 14文字	未成年者口座移管依頼書に記載された未成年者口座に現に取付けられている非課税番号を設定する際に提出者から提出された未成年者口座移管依頼書又は未成年者口座移管届書に記載された電話番号を記録してください。(例)「平成30年9月10日 → 4,30,09,10」
28	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」
29	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」
30	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」
31	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」
32	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」

改正前

○ レコード内容及び記録要領(4)ー2 【未成年者口座移管依頼書に記載された事項等】 (租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の2第4項)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	申請書等の種類	半角 3文字	「004」を記録してください。
2	提出者の氏名	全角 120文字以内	提出者(未成年者口座移管依頼書を出した者)をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領(4)ー2」において同じです。氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	提出者の氏名をフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国にについては、ファミリーネーム、フラスネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	提出者の生年月日	半角 11文字 元号 1文字 年 2文字 月 2文字 日 2文字	提出者の生年月日を1文字分のスペースにより区切ってください。この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。(例)「平成30年4月19日 → 4,18,04,19」
5			
6			
7	提出者の居住所(住所)又は所在地	半角 125文字以内	提出者の居住所(住所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
8	提出者の個人番号	半角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
9	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
10	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
11	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称	全角 60文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
12	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地	全角 125文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
13	移管前の未成年者口座の記号又は番号	半角 20文字以内	提出者の移管前の未成年者口座の記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「(ハイフン)」のみを入力してください。(例)「11-1111-1111」
14	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
15	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
16	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
17	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
18	移管希望月日	半角 11文字 元号 1文字 年 2文字 月 2文字 日 2文字	提出者の移管希望する年月日の年、月、日及び日を記録してください。この場合、元号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。(例)「平成30年9月10日 → 4,30,09,10」
19			
20			
21			
22	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
23	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
24	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
25	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
26	(空白)	— 0文字	「前の項目(後の項目)としてください。」
27	提出者の電話番号	半角 14文字	未成年者口座移管依頼書に記載された未成年者口座に現に取付けられている非課税番号を設定する際に提出者から提出された未成年者口座移管依頼書又は未成年者口座移管届書に記載された電話番号を記録してください。(例)「平成30年9月10日 → 4,30,09,10」
28	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」
29	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」
30	移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管前の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」
31	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」
32	移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者の移管先の金融機関品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。(例)「国税庁税務署 → 01101」

改正後

改正前

項目名		入力文字数集	記号集種
22	移管前の営業所の所在地	全角 126文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から登録してください。
23	移管元の営業所の法人番号	半角 13文字	移管前の営業所に係る金融機関預払番号の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同様5～21に同じです。）を登録してください。
24	移管元の営業所の名称	全角 60文字以内	移管前の営業所の名称を登録してください。
25	移管元の営業所の所在地	全角 126文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から登録してください。
26	移管年月日	元号 年 月 日	移管された年月日については「H」を登録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月10日」→「4,30,09,10」
27	移管先の日	半角 2文字	
28	移管先の日	半角 2文字	
29	移管先の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を登録してください。 (例)「豊前税務署」
30	移管先の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「豊前税務署 → 0110」
31	移管先の日	半角 5文字	

〔注〕 移管された申請受付日について、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定決算期間に係る別添後管理勘定文は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定決算期間に係る別添後管理勘定の両方が届けられている場合には、それぞれについて上記のレコードを登録してください。

改正後

項目名		入力文字数集	記号集種
22	移管前の営業所の所在地	全角 126文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から登録してください。
23	移管元の営業所の法人番号	半角 13文字	移管前の営業所に係る金融機関預払番号の法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同様5～21に同じです。）を登録してください。
24	移管元の営業所の名称	全角 60文字以内	移管前の営業所の名称を登録してください。
25	移管元の営業所の所在地	全角 126文字以内	移管前の営業所の所在地を都道府県名から登録してください。
26	移管年月日	元号 年 月 日	移管された年月日については「H」を登録し、また、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。 (例)「平成30年9月10日」→「4,30,09,10」
27	移管先の日	半角 2文字	
28	移管先の日	半角 2文字	
29	移管先の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を登録してください。 (例)「豊前税務署」
30	移管先の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「豊前税務署 → 0110」
31	移管先の日	半角 5文字	

〔注〕 移管された申請受付日について、平成29年1月1日から平成29年12月31日までの期間の勘定決算期間に係る別添後管理勘定文は平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間の勘定決算期間に係る別添後管理勘定の両方が届けられている場合には、それぞれについて上記のレコードを登録してください。

○ レコードの内容及び記録要領5-2【金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）】

(別紙5-2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13の3第2項)

項目	申請事項の種類	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請者の氏名	氏名	3文字	1005 を記録してください。
2			全角	移管先の営業所（建築の譲渡若しくは合弁若しくは別荘又は金融商品取引業者等の営目的の譲渡若しくは禁止若しくは業務を行う区域の変更により、その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくはその合弁により設立した金融商品取引業者等若しくはその合弁が持株する金融商品取引業者等若しくはその合弁により買収及び買収の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所は同一の金融商品取引業者等の他の営業所をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領5-21」において同じです。）、移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は個人外縁施設を有する非居住者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国については、ファミリーネーム、フーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	フリガナ		全角	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は個人外縁施設を有する非居住者の氏名フリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国については、ファミリーネーム、フーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	生年月日	年 月 日	年角 2文字 日角 2文字	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は個人外縁施設を有する非居住者の生年月日の年、月及び日を記録してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4.18.04.15」
5			年角	
6			年角	
7			年角	
8	現住所（住所）又は所在地		全角	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は個人外縁施設を有する非居住者の現住所（住所）又は所在地を郵便番号から記録してください。
9	郵便番号		年角	「前」の項目としてください。
10	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
11	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
12	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
13	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
14	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
15	登録番号		14文字	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座に關して提出がされた未成年者譲渡用記録簿等に記載された登録番号を記録してください。 (例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」
16	移管先の未成年者口座の記号又は番号		年角	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座のその移管先の営業所における記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「ハイフン」のみで入力してください。 (例)「111-1111-1111」
17	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
18	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
19	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
20	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
21	移管前の営業所の名称		全角	移管前の営業所（移管先の営業所に未成年者口座に關する事務を移管した金融商品取引業者等の営業所をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領5-21」において同じです。）の名称を記録してください。
22	移管前の営業所の所在地		全角	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の住所を記録してください。
23	移管前の営業所の法人番号		年角	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の法人番号を記録してください。
24	移管前の営業所の所在地		全角	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の住所を記録してください。
25	移管前の営業所の所在地		全角	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の住所を記録してください。
26	移管前月日	年 月 日	年角 2文字 日角 2文字	移管がされた年月日の年、月及び日を記録してください。 (例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」
27			年角	
28			年角	
29			年角	
30	移管先の営業所の所轄税務署の名称		6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤野税務署 → 藤野」
31	移管先の営業所の所轄税務署の番号		5文字	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤野税務署 → 0110」

前 正 改

○ レコードの内容及び記録要領5-2【金融商品取引業者等において事業譲渡等があった場合に提供すべき事項（未成年者口座）】

(別紙5-2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13の3第2項)

項目	申請事項の種類	項目名	入力文字数	記録要領
1	申請者の氏名	氏名	3文字	1005 を記録してください。
2			全角	移管先の営業所（事業の譲渡若しくは合弁若しくは別荘又は金融商品取引業者等の営目的の譲渡若しくは禁止若しくは業務を行う区域の変更により、その事業の譲渡を受けた金融商品取引業者等若しくはその合弁により設立した金融商品取引業者等若しくはその合弁が持株する金融商品取引業者等若しくはその合弁により買収及び買収の移転を受けた金融商品取引業者等の営業所は同一の金融商品取引業者等の他の営業所をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領5-21」において同じです。）、移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は個人外縁施設を有する非居住者の氏名を記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国については、ファミリーネーム、ミドルネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
3	フリガナ		全角	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は個人外縁施設を有する非居住者の氏名フリガナを記録してください。姓と名の順を1文字分のスペースにより区切ってください。外国については、ファミリーネーム、フーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの順を1文字分のスペースにより区切ってください。
4	生年月日	年 月 日	年角 2文字 日角 2文字	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は個人外縁施設を有する非居住者の生年月日の年、月及び日を記録してください。 (例)「平成18年4月15日 → 4.18.04.15」
5			年角	
6			年角	
7			年角	
8	現住所（住所）又は所在地		全角	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座を開設している居住者又は個人外縁施設を有する非居住者の現住所（住所）又は所在地を郵便番号から記録してください。
9	郵便番号		年角	「前」の項目としてください。
10	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
11	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
12	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
13	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
14	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
15	登録番号		14文字	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座に關して提出がされた未成年者譲渡用記録簿等に記載された登録番号を記録してください。 (例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」
16	移管先の未成年者口座の記号又は番号		年角	移管先の営業所に移管がされた未成年者口座のその移管先の営業所における記号又は番号を記録してください。なお、半角英数字又は半角文字の「ハイフン」のみで入力してください。 (例)「111-1111-1111」
17	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
18	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
19	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
20	(空白)		0文字	「前」の項目としてください。
21	移管前の営業所の名称		全角	移管前の営業所（移管先の営業所に未成年者口座に關する事務を移管した金融商品取引業者等の営業所をいいます。以下「レコードの内容及び記録要領5-21」において同じです。）の名称を記録してください。
22	移管前の営業所の所在地		全角	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の住所を記録してください。
23	移管前の営業所の法人番号		年角	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の法人番号を記録してください。
24	移管前の営業所の所在地		全角	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の住所を記録してください。
25	移管前の営業所の所在地		全角	移管前の営業所に係る金融商品取引業者の住所を記録してください。
26	移管前月日	年 月 日	年角 2文字 日角 2文字	移管がされた年月日の年、月及び日を記録してください。 (例)「平成30年9月10日 → 4.30.09.10」
27			年角	
28			年角	
29			年角	
30	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称		6文字以内	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤野税務署 → 藤野」
31	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号		5文字	移管先の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤野税務署 → 0110」

後 正 改

改正前

項目	項目名	入力文字数	記録要領
25	上場株式等の受入れをしていない旨	半角 1文字	項番 24 に「0」が記録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等受取引出書により廃止された非課税管理取次又は非課税取次所の上場株式等受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番 24 に「1」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。
26	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤野税務署 一 藤野」
27	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤野税務署 一 0110」

改正後

項目	項目名	入力文字数	記録要領
25	上場株式等の受入れをしていない旨	半角 1文字	項番 24 に「0」が記録されている場合において、提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた日以前に当該金融商品取引業者等受取引出書により廃止された非課税管理取次又は非課税取次所の上場株式等の受入れをしていない場合には「0」を記録してください。 項番 24 に「1」が記録されている場合には、「前の項目、後の項目」としてください。
26	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。 (例)「藤野税務署 一 藤野」
27	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から金融商品取引業者等受取引出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「藤野税務署 一 0110」

改正前

項番	項目名	入力文字数	記号属性								
26	非課税口座廃止通知書の交付の有無	半角 1文字	提出者に対して非課税口座廃止通知書を交付する場合には「1」を、交付しない場合には「0」を記録してください。								
27	上場株式等の受入れの有無	半角 1文字	提出者26に「11」が記録されている場合には、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税所得決定は最終所得決定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。								
28	勘定振込期間の区分	半角 1文字	提出者26に「11」が記録されている場合には、「勘目」の項目としてください。 この場合、非課税口座廃止届出書の提出又はみなし提出により、1月1日から9月30日までの間に非課税口座を廃止したとはその廃止した日の属する勘定振込期間の区分を、10月1日から12月31日までの間に非課税口座を廃止したときはその廃止した日の属する年1月1日の属する勘定振込期間の区分に替ける区分に応じて同表「記録事項」欄のとおりに記録してください。								
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角 2文字	勘定振込期間の区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定振込期間</th> <th>記録事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(非課税所得決定) 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間</td> <td>4.26</td> </tr> <tr> <td>(非課税所得決定) 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間</td> <td>4.26</td> </tr> <tr> <td>(兼用投資勘定) 平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間</td> <td>4.30</td> </tr> </tbody> </table>	勘定振込期間	記録事項	(非課税所得決定) 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26	(非課税所得決定) 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	4.26	(兼用投資勘定) 平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間	4.30
勘定振込期間	記録事項										
(非課税所得決定) 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26										
(非課税所得決定) 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	4.26										
(兼用投資勘定) 平成30年1月1日から平成49年12月31日までの期間	4.30										
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角 6文字以内	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。								
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「非課税税署 → 01101」								

改正後

項番	項目名	入力文字数	記号属性						
26	非課税口座廃止通知書の交付の有無	半角 1文字	提出者に対して非課税口座廃止通知書を交付する場合には「1」を、交付しない場合には「0」を記録してください。						
27	上場株式等の受入れの有無	半角 1文字	提出者26に「11」が記録されている場合には、非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税所得決定は最終所得決定に上場株式等の受入れをしている場合には「1」、受入れをしていない場合には「0」を記録してください。						
28	勘定振込期間の区分	半角 1文字	提出者26に「11」が記録されている場合には、「勘目」の項目としてください。 この場合、非課税口座廃止届出書の提出又はみなし提出により、1月1日から9月30日までの間に非課税口座を廃止したとはその廃止した日の属する勘定振込期間の区分を、10月1日から12月31日までの間に非課税口座を廃止したときはその廃止した日の属する年1月1日の属する勘定振込期間の区分に替ける区分に応じて同表「記録事項」欄のとおりに記録してください。						
29	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角 2文字	勘定振込期間の区分 <table border="1"> <thead> <tr> <th>勘定振込期間</th> <th>記録事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(非課税所得決定) 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間</td> <td>4.26</td> </tr> <tr> <td>(兼用投資勘定) 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間</td> <td>4.30</td> </tr> </tbody> </table>	勘定振込期間	記録事項	(非課税所得決定) 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26	(兼用投資勘定) 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	4.30
勘定振込期間	記録事項								
(非課税所得決定) 平成26年1月1日から平成29年12月31日までの期間	4.26								
(兼用投資勘定) 平成30年1月1日から平成35年12月31日までの期間	4.30								
30	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	半角 6文字以内	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を記録してください。						
31	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所、提出者からみなし提出により非課税口座廃止届出書の提出を受けたものとみなされる金融商品取引業者等の営業所又は提出者から非課税口座廃止届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を記録してください。 (例)「非課税税署 → 01101」						

改正前

項目名	入力文字数	記号属性
30 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所又は提出者から口座開設届出書によるみなし届出又は出題により未成年者口座開設届出書の提出を受けたもののみなる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を登録してください。
31 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所又は提出者から口座開設届出書によるみなし届出又は出題により未成年者口座開設届出書の提出を受けたもののみなる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「[種別]税務署 ― 0110」

改正後

項目名	入力文字数	記号属性
30 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	全角 6文字以内	提出者から未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所若しくは提出者から口座開設届出書によるみなし届出又は出題によるみなし届出により未成年者口座開設届出書の提出を受けたもののみなる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の名称を登録してください。 (例)「[種別]税務署 ― [種別]」
31 金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から未成年者口座開設届出書の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所若しくは提出者から口座開設届出書によるみなし届出又は出題によるみなし届出により未成年者口座開設届出書の提出を受けたもののみなる金融商品取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「[種別]税務署 ― 0110」

○ シコードの内容及び記録要領(8)－1【提出事項(勸定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)】
(相続特別措置法第37条の14第21項)

(別紙8－1)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	申請書類の種類	3文字	1000 を記録してください。
2	勸定廃止通知書は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	半角	提出者が「0」を記録してください。以下「シコードの内容及び記録要領(8)－1」において「廃止通知書」から勸定廃止通知書の提出を受けた場合は「0」を、非課税口座廃止通知書の提出を受けた場合は「1」を記録してください。
3	提出年月日	年角 半角 2文字	提出者が勸定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下「シコード」の内部及び記録要領(8)－1)において「廃止通知書」といいます)を金融機関取引業者等の営業所の所在地に提出した年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
4	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成30年11月1日 → 4.30.01.01」
5	提出者の氏名	半角	提出者の氏名を記録してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれを「1」で区別してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。
6	提出者のフリガナ	全角	提出者のフリガナを記録してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれを「1」で区別してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。
7	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
8	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
9	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
10	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
11	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
12	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
13	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
14	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
15	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
16	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
17	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
18	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
19	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
20	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
21	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
22	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
23	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
24	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。

○ シコードの内容及び記録要領(8)－1【提出事項(勸定廃止通知書等の提出をした者に関する事項)】
(相続特別措置法第37条の14第25項)

(別紙8－1)

項目	項目名	入力の文字数	記録要領
1	申請書類の種類	半角	1000 を記録してください。
2	勸定廃止通知書は非課税口座廃止通知書の提出を受けた旨	半角	提出者が「0」を、非課税口座廃止通知書の提出を受けた場合は「1」を記録してください。
3	提出年月日	年角 半角 2文字	提出者が勸定廃止通知書又は非課税口座廃止通知書(以下「シコード」の内部及び記録要領(8)－1)において「廃止通知書」といいます)を金融機関取引業者等の営業所の所在地に提出した年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
4	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成30年11月1日 → 4.30.01.01」
5	提出者の氏名	半角	提出者の氏名を記録してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれを「1」で区別してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。
6	提出者のフリガナ	全角	提出者のフリガナを記録してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。外国人については、ファミリーネーム、フーズネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれを「1」で区別してください。姓と名(フリガナ)により区別してください。
7	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
8	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
9	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
10	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
11	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
12	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
13	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
14	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
15	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
16	この場合、元角については	半角 2文字	(例)「平成49年4月15日 → 4.01.04.15」
17	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
18	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
19	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
20	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
21	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
22	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
23	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。
24	提出者の生年月日	年角 半角 2文字	提出者の生年月日の年角、年、月及び日を記録してください。

改 正 後

改 正 前

改正前

項目	項目名	入力文字基準	登録要領
35	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から提出した通知書の「提出者から提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号」を登録してください。 (例)「[種別]税務署ー01101」

改正後

項目	項目名	入力文字基準	登録要領
35	金融機関取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	半角 5文字	提出者から提出した通知書の提出を受けた金融機関取引業者等の営業所の所在地の所轄税務署の番号を登録してください。 (例)「[種別]税務署ー01101」

(新設)

○ リコードの内容及び記録要領(9)【届出事項(非課税口座簡易開設届出書に記載された事項等)】(租税特別措置法第37条の14第11項)

(別紙9)

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	申請事項等の種類	年角 3文字	「00」を記録してください。
2	提出年月日	年角 1文字 年角 2文字 年角 2文字	提出者「非課税口座簡易開設届出書」を提出した者をいいます。以下「リコードの内容及び記録要領(9)」において同じです。が「非課税口座簡易開設届出書」を金融商品取引業者等の営業所の長に提出した年月日の年、年、月及び日を記録してください。
3		年角 2文字	この場合、元号については「j」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
4		年角 2文字	例)「平成31年1月4日 → 4310104」
5	提出者の氏名	年角 2文字	提出者の氏名を記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
6	提出者のフリガナ	年角 120文字以内	提出者の氏名のフリガナを記録してください。姓と名の間を1文字分のスペースにより区切ってください。外国人については、ファミリーネーム、ファーストネーム、ミドルネームの順に記録し、それぞれの間を1文字分のスペースにより区切ってください。
7	提出者の生年月日	年角 1文字 年角 2文字 年角 2文字	提出者の生年月日の年、年、月及び日を記録してください。
8		年角 2文字	この場合、元号については、明記は「j」、大文字は「Q」、小文字は「q」、年次は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ項目で2桁を使用することに留意してください。
9		年角 2文字	例)「平成14年4月15日 → 410415」
10		年角 2文字	
11	提出者の現住所(居所)又は所在地	年角 120文字以内	提出者の現住所(居所)又は所在地を郵便番号から記録してください。
12	提出者の個人番号	年角 12文字	提出者の個人番号を記録してください。
13	金融商品取引業者等の営業所の名称	年角 60文字以内	提出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の名称を記録してください。
14	金融商品取引業者等の営業所の所在地	年角 120文字以内	提出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地を郵便番号から記録してください。
15	金融商品取引業者等の営業所の郵便番号	年角 7文字	提出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の郵便番号を記録してください。
16	届出決定期間	年角 1文字	「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。
17		年角	届出決定期間
18		年角 2文字	「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。 【非課税口座簡易開設届出書】の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。 【非課税口座簡易開設届出書】の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。 【非課税口座簡易開設届出書】の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。
19	非課税口座に該当しよるとする届出の種類	年角 1文字	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。
20	非課税口座の記号又は番号	年角 20文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。
21	金融商品取引業者等の営業所用印	年角 20文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。
22	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の名称	年角 6文字以内	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。
23	金融商品取引業者等の営業所の所轄税務署の番号	年角 5文字	届出者から「非課税口座簡易開設届出書」の提出を受けた金融商品取引業者等の営業所の所在地の届出日の属する年を次表「記録要領」欄の上より記録してください。 例)「所轄税務署 → 0101」

○ レコードの内容及び記録要領⑨-1【金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（相税特別措置法施行令第25条の13第32項）（別紙9-1）

項目	項目名	入力文字数集	記録要領
1	非課税適用建設費の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した非課税適用建設費の交付申請書に記録された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用期」に記録された情報（レコードの内容及び記録要領⑨-1）項目20）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用期」に記録がない場合には、記録しません（「Z」名のみ記録します）。
2	非課税適用建設費又は非課税適用建設費の交付を行わない旨の通知書の交付を	半角 1文字	非課税適用建設費が交付される場合には「1」を、非課税適用建設費の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重複申請に係る非課税適用建設費が交付される場合には「2」を、同時の重複申請に係る非課税適用建設費の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。非課税適用建設費が交付される場合には、記録しません（「Z」名のみ記録します）。
3	整理番号	半角 14文字	非課税適用建設費が交付される場合には、当該非課税適用建設費に記録された整理番号を記録します。非課税適用建設費の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません（「Z」名のみ記録します）。

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑩-1【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（別紙10-1）
（相税特別措置法施行令第25条の13第34項）

項目	項目名	入力文字数集	記録要領
1	非課税適用建設費の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した非課税適用建設費の交付申請書に記録された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用期」に記録された情報（レコードの内容及び記録要領⑩-1）項目20）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用期」に記録がない場合には、記録しません（「Z」名のみ記録します）。
2	非課税適用建設費又は非課税適用建設費の交付を行わない旨の通知書の別	半角 1文字	非課税適用建設費が交付される場合には「1」を、非課税適用建設費の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の重複申請に係る非課税適用建設費が交付される場合には「2」を、同時の重複申請に係る非課税適用建設費の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。非課税適用建設費が交付される場合には、記録しません（「Z」名のみ記録します）。
3	整理番号	半角 14文字	非課税適用建設費が交付される場合には、当該非課税適用建設費に記録された整理番号を記録します。非課税適用建設費の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません（「Z」名のみ記録します）。

改正後

○ レコードの内容及び記録要領⑨-2【金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】

(別紙9-2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項において準用する同令第25条の13第32項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	未成年者非課税適用建設書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した未成年者非課税適用建設書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報(「レコードの内容及び記録要領⑨-2」項第29)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません。(「Z」名のみ記録します。)
2	未成年者非課税適用建設書又は未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書の別記番号	半角 1文字	未成年者非課税適用建設書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の通知申請に係る未成年者非課税適用建設書が交付される場合には「2」を、同時の通知申請に係る未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	未成年者非課税適用建設書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。(「Z」名のみ記録します。)

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑩-2【申請事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】

(別紙10-2)

(租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項において準用する同令第25条の13第34項)

項目	項目名	入力文字数	記録要領
1	未成年者非課税適用建設書の交付申請書を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提供した未成年者非課税適用建設書の交付申請書に記載された事項の「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載された情報(「レコードの内容及び記録要領⑩-2」項第29)を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所使用欄」に記載がない場合には、記録しません。(「Z」名のみ記録します。)
2	未成年者非課税適用建設書又は未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書の別記番号	半角 1文字	未成年者非課税適用建設書が交付される場合には「1」を、未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「0」を、同時の通知申請に係る未成年者非課税適用建設書が交付される場合には「2」を、同時の通知申請に係る未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には「3」を記録します。
3	整理番号	半角 14文字	未成年者非課税適用建設書に記載された整理番号を記録します。未成年者非課税適用建設書の交付を行わない旨の通知書が交付される場合には、記録しません。(「Z」名のみ記録します。)

改正後

○ リコードの内容及び記録要領①-1【非課税口座開設又は勘定設定の可否事項】（租税特別措置法第37条の14第22項）

（別紙10-1）

項目	項目名	入力文字数集	記録要領
1	提出者の氏名	全角 120文字以内	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目7）を記録します。
2	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者のフリガナ（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目8）を記録します。
3	提出者の生年月日	年号 1文字 年 半角 2文字 月 半角 2文字 日 半角 2文字	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の生年月日の年号、年、月及び日（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目9）から項目12まで）を記録します。
4			この場合、年号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で所定を使用します。
5			
6			
7	非課税口座の開設又は非課税口座開設若しくは非課税口座の開設又は非課税口座開設若しくは非課税口座の開設ができない旨	半角 1文字	勘定停止通知書又は非課税口座開設通知書（以下「通知書」といいます。）の非課税口座の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税口座開設若しくは非課税口座の開設ができない旨（以下「通知書」の内容及び記録要領①-1）項目19）を記録します。
8		半角 2文字	通知書として提出されている場合には「0」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で所定を使用します。
9	提出者の電話番号	半角 14文字	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の電話番号（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目10）を記録します。
10	非課税口座開設又は非課税口座開設若しくは非課税口座の開設ができません旨又はできない旨	年号 1文字 年 半角 2文字	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関取引業者等の営業所使用欄」に記録された情報（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目30及び項目31）を記録します。
11		半角 2文字	この場合、年号については、「4」を記録し、また、「年」は、別項目で所定を使用します。
12	勘定停止通知書識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関取引業者等の営業所使用欄」に記録された情報（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目33）を記録します。当該「金融機関取引業者等の営業所使用欄」に記録されない場合には、記録しません（「タグ」の注を参照します）。

改正前

○ リコードの内容及び記録要領①-1【非課税口座開設又は勘定設定の可否事項】（租税特別措置法第37条の14第26項）

（別紙11-1）

項目	項目名	入力文字数集	記録要領
1	提出者の氏名	全角 120文字以内	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目7）を記録します。
2	提出者のフリガナ	全角 120文字以内	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者のフリガナ（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目8）を記録します。
3	提出者の生年月日	年号 1文字 年 半角 2文字 月 半角 2文字 日 半角 2文字	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の生年月日の年号、年、月及び日（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目9）から項目12まで）を記録します。
4			この場合、年号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で所定を使用します。
5			
6			
7	非課税口座の開設又は非課税口座開設若しくは非課税口座の開設又は非課税口座開設若しくは非課税口座の開設ができません旨又はできない旨	半角 1文字	勘定停止通知書又は非課税口座開設通知書（以下「通知書」といいます。）の非課税口座の開設ができる又はその提出者の非課税口座への非課税口座開設若しくは非課税口座の開設ができない旨（以下「通知書」の内容及び記録要領①-1）項目19）を記録します。
8		半角 2文字	通知書として提出されている場合には「0」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で所定を使用します。
9	提出者の電話番号	半角 14文字	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の電話番号（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目10）を記録します。
10	非課税口座開設又は非課税口座開設若しくは非課税口座の開設ができません旨又はできない旨	年号 1文字 年 半角 2文字	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関取引業者等の営業所使用欄」に記録された情報（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目30及び項目31）を記録します。
11		半角 2文字	この場合、年号については、「4」を記録し、また、「年」は、別項目で所定を使用します。
12	勘定停止通知書識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融機関取引業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関取引業者等の営業所使用欄」に記録された情報（「リコード」の内容及び記録要領①-1）項目33）を記録します。当該「金融機関取引業者等の営業所使用欄」に記録されない場合には、記録しません（「タグ」の注を参照します）。

改正後

○ レコードの内容及び記録要領⑩-2【未成年者口座開設の可否事項】（租税特別措置法第37条の14の2第24項）

（別紙10-2）

項目名	入力文字集	記録要領
1 提出者の氏名	全角 120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目7）を記録します。
2 提出者のフリガナ	全角 120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目8）を記録します。
3 提出者の生年月日	年号 1文字 12まで）を記録します。	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の生年月日の年号、年、月及び日（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目9）から項目12まで）を記録します。
4	年号 1文字 12まで）を記録します。	この場合、年号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
5	年 1文字 12まで）を記録します。	
6	月 2文字 2文字	
7	日 2文字 1文字	
未成年者口座の開設ができない理由		未成年者口座を開設しようとした年（以下「レコードの内部及び記録要領⑩-2」）において「提出者」といいます。）の未成年者口座の開設ができる場合には「1」を、その提出者の未成年者口座の開設できない場合には「0」を記録します。
未成年者口座の開設ができない理由		提出事項に「0」が記録されている場合には、その提出者の未成年者口座の開設ができない理由について、次表の「未成年者口座の開設ができない理由」欄に掲げる未成年者口座の開設ができない理由に応じ、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。
8	年号 2文字	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がない場合 提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時期に於てその所轄税務署長若しくは他の税務署長 に於いて同一の提出に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がある場合 提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同様にその所轄税務署長若しくは他の税務署長 に於いて同一の提出に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がある場合 項目7）に「1」が記録されている場合には、記録しません。（9桁名のみ記録します。）
9 提出者の整理番号	年号 14文字	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の整理番号（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目19）を記録します。
10 非課税管理助定の年分	年号 1文字	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された非課税管理助定の年分の年号及び年（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目30）及び項目31）を記録します。
11	年号 2文字	この場合、年号については「4」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用します。
12 廃止通知を識別するための記号又は番号	年号 20文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録された情報（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目33）を記録します。当該「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録がない場合には、記録しません。（9桁名のみ記録します。）

改正前

○ レコードの内容及び記録要領⑩-2【未成年者口座開設の可否事項】（租税特別措置法第37条の14の2第24項）

（別紙11-2）

項目名	入力文字集	記録要領
1 提出者の氏名	全角 120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目7）を記録します。
2 提出者のフリガナ	全角 120文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の氏名のフリガナ（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目8）を記録します。
3 提出者の生年月日	年号 1文字 12まで）を記録します。	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の生年月日の年号、年、月及び日（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目9）から項目12まで）を記録します。
4	年号 1文字 12まで）を記録します。	この場合、年号については「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用します。
5	年 1文字 12まで）を記録します。	
6	月 2文字 2文字	
7	日 2文字 1文字	
未成年者口座の開設ができない理由		未成年者口座を開設しようとした年（以下「レコードの内部及び記録要領⑩-2」）において「提出者」といいます。）の未成年者口座の開設ができる場合には「1」を、その提出者の未成年者口座の開設できない場合には「0」を記録します。
未成年者口座の開設ができない理由		提出事項に「0」が記録されている場合には、その提出者の未成年者口座の開設ができない理由について、次表の「未成年者口座の開設ができない理由」欄に掲げる未成年者口座の開設ができない理由に応じ、それぞれ「記録要領」欄のとおり記録します。
8	年号 2文字	提出事項に記録された提出者について、その提出者に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がない場合 提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時期に於てその所轄税務署長若しくは他の税務署長 に於いて同一の提出に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がある場合 提出事項に記録された提出者について、所轄税務署長が当該提出事項の提供を受けた時と同様にその所轄税務署長若しくは他の税務署長 に於いて同一の提出に係る提出事項（廃止年月日が同一のものに限りません。）の提供がある場合 項目7）に「1」が記録されている場合には、記録しません。（9桁名のみ記録します。）
9 提出者の整理番号	年号 14文字	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項に記録された提出者の整理番号（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目19）を記録します。
10 非課税管理助定の年分	年号 1文字	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録された情報（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目30）及び項目31）を記録します。
11	年号 2文字	この場合、年号については「4」を記録し、また、「年」は、別項目で2桁を使用します。
12 廃止通知を識別するための記号又は番号	年号 20文字以内	金融機関引当業者等の営業所の長が所轄税務署長に提出した提出事項の「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録された情報（レコードの内部及び記録要領⑩-2）項目33）を記録します。当該「金融機関引当業者等の営業所使用欄」に記録がない場合には、記録しません。（9桁名のみ記録します。）

改正後

(新設)

○ シコードの内容及び記録要領②【届出事項に基づき金融商品取引業者等の営業所の長に提供すべき情報】（租税特別措置法第37条の14第12項）（別紙12）

項目	項目名	入力文字基準	記録要領
1	届出事項を識別するための記号又は番号	全角 20文字以内	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署に提出した届出事項（非課税口座振替届出事項に記録された事項）の「金融商品取引業者等の営業所所属」に記録された情報（シコード）内内容及び記録要領②（項番21）を記録します。当該「金融商品取引業者等の営業所所属」に記録がない場合には、記録しません（97名のみ記録します）。
2	他の届出事項及び付随事項の有無	全角 1文字	金融商品取引業者等の営業所の長が所轄税務署に提出した非課税口座振替届出事項を提出した届出者又は届出地の届出者とする届出者（以下「シコード」の所管及び記録要領②）において「届出者」といいます。）について、所轄税務署長が当該届出事項の届出を受けられた時期に当該所轄税務署において届出事項及び付随事項の届出がなく、当該届出事項に係る当該届出事項の届出記録が当該届出事項の届出を受けられた時期に当該所轄税務署において全量15項の届出により届出することができないものに該当しない場合は「1」を、所轄税務署長が当該届出事項の届出を受けられた時期に当該所轄税務署又は他の当該届出者に対して届出事項又は付随事項の届出があり、当該届出事項に係る非課税口座振替届出事項の届出記録より当該届出事項の届出を受けられた時期に当該所轄税務署又は他の当該届出者に対して届出することとできないものに該当する場合には「2」を、同様に複数の届出事項の届出があったため、所轄税務署長が当該届出事項の届出を受けられた時期に当該届出事項又は他の当該届出者に対して届出事項又は付随事項の届出があったものとした場合には「3」を記録します。
3	届出者の氏名	全角 120文字以内	届出事項に記録された届出者の氏名を記録します。
4	届出者のフリガナ	全角 120文字以内	届出事項に記録された届出者のフリガナを記録します。
5	届出者の生年月日	元号 1文字 年 2文字 月 2文字 日 2文字	届出事項に記録された届出者の生年月日の元号、年、月及び日を記録します。また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。元号については、明治は「1」、大正は「2」、昭和は「3」、平成は「4」を記録し、また、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で2桁を使用することに留意してください。
6		元号 1文字 年 2文字 月 2文字 日 2文字	
7		元号 1文字 年 2文字 月 2文字 日 2文字	
8	届出者の現住所（住所）又は所在地	全角 25文字以内	届出事項に記録された届出者の現住所（住所）又は所在地を記録します。項番21に「1」が記録されている場合には、記録しません（97名のみ記録します）。
9	届出番号	全角 14文字	届出事項に記録された届出番号を記録します。項番21に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません（97名のみ記録します）。
10	届出番号	全角 14文字	届出事項に記録された届出番号を記録します。項番21に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません（97名のみ記録します）。
11	届出番号	全角 14文字	届出事項に記録された届出番号を記録します。項番21に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません（97名のみ記録します）。
12	届出番号	全角 14文字	届出事項に記録された届出番号を記録します。項番21に「2」又は「3」が記録されている場合には、記録しません（97名のみ記録します）。